

## さくらんぼ保育園 重要事項説明

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次の通りです

### 1、施設運営主体

名 称	社会福祉法人報徳福社会
所 在 地	沖縄県那覇市首里石嶺町1-53-2
連 絡 先	098-886-8263
理 事 長	理事長 立津 源徳

### 2、利用施設

施設の種類	保育園
施設の名称	さくらんぼ保育園
所 在 地	沖縄県中頭郡西原町字翁長523-12
連 絡 先	TEL：098-946-1340
管 理 者	園長 立津 佳忠
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	0歳児 1歳児 2歳児 3歳児 4歳児 5歳児 合計 (12名) (18名) (24名) (25名) (25名) (16名) (120名)
開設年月日	平成15年 4月1日
事業所番号	沖縄県指令第1218号

### 3、当園における設備等の概要

#### (1) 設備

設 備	部屋数	設 備	部屋数
乳児室・ほふく室	2室	調理室	1室
保育室	5室	調乳室	1室
遊戯室	1室	幼児用トイレ	4室
事務室・保健室	1室		

#### (2) 職員の配置状況

職 種	員 数	常 勤	非常勤	備 考
園 長	1人	1人		
主任保育士	1人	1人		
保 育 士	22名	8名	14名	加配保育士、延長保育士含
職 種	員 数	常 勤	非常勤	備 考
調 理 員	5名		5名	
事 務 員	1名	1名		
用 務 員	1名		1名	

当園では、「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月26日沖縄県条例第85号）」及び児童福祉法の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職員を配置しています。

#### 4、施設の目的・運営方針

さくらんぼ保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (ア) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (イ) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (ウ) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 5、保育を提供する時間

開園時間	月～金曜日 土曜日	午前7時15分～午後7時15分 午前7時15分～午後6時15分
保育時間	保育標準時間 保育短時間	午前7時15分～午後6時15分までの範囲内 午前8時15分～午後4時15分までの範囲内
延長保育 時間外保育 ※	保育標準時間 保育短時間	夕：18時15分～19時15分 朝：7時15分～8時15分 夕：16時15分～18時15分

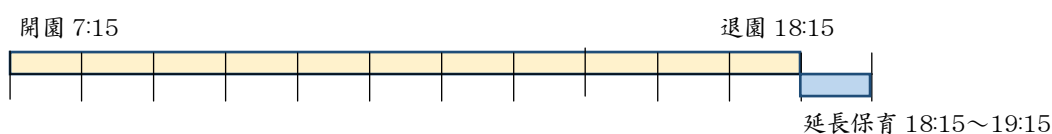
※延長及び時間外保育は、保育時間の範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合に利用頂くものです（別途、利用者負担金が必要となります。）

※開園は7時15分です。門の開錠も同じです。

※閉園は19時15分です。19時30分には自動セキュリティが入り園内には居られませんので、時間を守りお迎えをお願いします。時間を過ぎた場合は園外で待つ事になりますので、ご理解を頂きご協力をお願いいたします。

#### 延長保育事業について

- ① 標準時間保育認定児童が利用する場合 おおむね8時間（12時間開園）



- 2) 短時間保育認定児童が利用する場合（8時間以内）



#### 6、保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日まで
休園日	日曜日、祝祭日、慰霊の日、年末年始（12月29日～1月3日） ※臨時休園（台風襲来等による警報発令時、感染症流行時等）

## 7、利用料金について

### (1) 特定保育・教育にかかる利用者負担（保育料）

西原町が定める利用者負担額をお支払いいただきます。保育料の納入は口座振替をご利用下さい。ただし、納付書による納入も可能です。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金があります。

### (3) 延長保育・時間外保育に係る利用者負担金

① 保育標準時間で利用されている方で、保育利用時間(11 時間)を超えて利用する場合は延長保育となり、別途保育料が発生します。

利用時間：午後 18 時 15 分から 1 時間の延長保育

利用料金：1 時間 300 円（月契約の場合は、月当たり 3,000 円）

② 保育短時間で利用されている方で保育利用時間（8 時間）を超えて利用する場合は時間外保育となり、別途、保育料が発生します。

利用時間：午前 7 時 15 分から 8 時 15 分の 1 時間、午後 16 時 15 分から

18 時 15 分の 2 時間

利用料金：1 時間につき 150 円（月契約の場合は、月当たり 4,500 円）

## 8、利用の開始及び終了に関する事項

### (1) 利用の開始について

西原町の利用調整に基づいて、入園決定された支給認定を受けた保護者に本重要事項説明書等に同意をいただき、保育の提供を行います。

### (2) 利用の終了について

以下の場合には保育の提供を終了します。

- ・ 2号、3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む）
- ・ 町外に転出するとき
- ・ 保護者から退園の申請があったとき
- ・ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 9、相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当	主任 金城 ひとみ
相談・苦情解決責任者	園長 立津 佳忠
第三者委員	下地佑子、長堂和男
受付方法	来園、文書、電話等により受け付けます。 *保育園門側に意見箱を設置しています。

## 10、賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険種類	賠償責任保険

## 1 1、当園におけるその他の留意事項

宗教活動、政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。
-------------------	--

## 1 2、個人情報の取り扱いについて

(1) 当園では園児に対する日々の保育、健康管理、緊急時の連絡のため、その他円滑な保育運営に必要な範囲の目的の為に利用します。

### (2) 情報の保護

当園では、取得した個人情報は第三者によって不当に扱われることがないように適切に管理致します。ただし、下記の場合は必要最小限の範囲で開示する場合があります。

- ・保護者の承諾がある場合
- ・法令により開示を求められた場合
- ・保育園の嘱託医など、保育園運営に必要な業務委託先に個人情報を提供する場合
- ・人命保護のため必要と認められた場合

## ※ お願い

### 土曜日保育について

保護者の皆様の就労形態変化に伴い、さくらんぼ保育園においても 11 時間の通常開園に加え、1 時間の延長保育を行い 12 時間開園 (7:15~19:15) し、多様なニーズ (就労形態) に応えようと実施しているところです。それに対応するために職員のシフト体制も多様化 (長時間化) しています。現行の保育制度は、原則、保育時間おおむね 8 時間とされておりますが、前述した保護者の皆様の労働形態に対応するために、各々の保育園にて開園時間を延ばし努力しているところです。日々の保育を充実させるためには、職員の週休を土曜日になるべく実施し、通常保育の日には極力担任が欠けない状態で保育を行いたいと思います。また、保育の質が問われる現在、職員間の共通理解を深める会議及び保育団体研修会は土曜日・日曜日を利用して開催されることが多く、より多くの職員を派遣し研鑽を積ませたいところです。そこで、お仕事がお休みの方は、ご家庭で過ごしていただき乳幼児期の大切な時間を親子で関わり、愛情を深めてほしいと思います。もちろん、お子さまの育ちのみならず、保護者の皆様の就労支援も保育園の大切な役割ですので、お仕事の方や用事等があれば登園可能です。ご理解とご協力よろしく願いいたします。